

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 保険医療課

平成30年度から県単位での運営となり、国保財政の健全化に向けた統一的な方針に基づき運営することになりました。そのような状況において、当町における今年度の応能割(所得割)と応益割(均等割)の比率は、約75対25となっています。今後、保険税の見直しを行う際には、低所得者の負担を配慮し、慎重に検討していきます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 保険医療課

当町では、所得が一定額以下の世帯に対し、均等割の軽減割合を7・5・2割としており、また、今年度の税率につきましても、従来の応能割、応益割の割合を維持し、低所得者に配慮した税率を設定しています。現在のところ、子どもの国保税均等割負担を廃止する予定はありません。国保加入者で、納付が困難な方には、税の軽減・減免制度により対応していきます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険医療課

県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」では、国保財政の健全化を図るため、市町村は法定外繰入の解消に取り組むこととしています。本方針に基づき、県と市町村は共通認識の下、今後も国民健康保険の安定的な運営を図ります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われ

ました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 保険医療課

経済的な事情により、国民健康保険税を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成 30 年 3 月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を策定し、同年 4 月より同要綱により、国民健康保険税の減免の申請・相談にも円滑に対応しています。また、国民健康保険税の減免につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めていきます。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 保険医療課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する減免については、昨年度と同内容で今年度も実施予定です。

町独自の国保税減免の拡充予定はありませんが、コロナ禍において被保険者の負担軽減を図るため、令和 3 年度に限り、保険税の医療保険分の均等割額について、8,000 円の減額を行います。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 保険医療課

経済的な事情により、窓口での一部負担金を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成 31 年 3 月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱」を策定し、同年 4 月より同要綱により、一部負担金の減免等の申請・相談にも円滑に対応しています。また、一部負担金の減免等につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めていきます。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 保険医療課

減免の申請にあたり、使用する様式は「伊奈町国民健康保険に関する規則」により規定したものを使用しています。申請をされる方には、減免等に際して必要事項を記入していただきます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 保険医療課

町において申請を受理した後、内容を審査、決定する必要があるため、医療機関の会計窓口で手続きをすることはできません。

(4) 国税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 収税課

滞納者には、納税相談をとおして個々の生活状況を把握した上で、納税をしていただいています。その中で、生活困窮者等につきましては、必要に応じて減免制度や生活保護の手続きを関係各課へ案内するなどの対応をしています。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 収税課

滞納処分の実施につきましては、最低限度の生活保障等を考慮した上で実施しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に当てられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収税課

滞納処分の実施につきましては、財産調査や納税相談をとおして、滞納者の個別の実情を把握した上で、総合的に判断し実施しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収税課

生活困窮者等につきましては、納税相談をとおして個々の生活状況を把握した上で、必要に応じて減免制度の案内や納税緩和措置を講じています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 保険医療課

郵送しています。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 保険医療課

本人の希望による窓口留置以外は行っていません。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険医療課

当町においては、資格証明書の発行は行っていません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 保険医療課

新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金の支給については、適用期間を令和3年6月30日から9月30日までに延長しています。今後も国・県の財政支援等の動向を見つつ、対応を検討していきます。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 保険医療課

国・県の動向に注意し、適切な対応をとっていきます。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 保険医療課

国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表するものの3区分から選出しています。委員の公募制につきましては、現在のところ導入予定はありません。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険医療課

適切な運営に努めていきます。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 保険医療課

当町における特定健康診査に係る自己負担はありません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 健康増進課

当町では、町内医療機関で、ガン検診と特定検診を同時に受診することができます。

- ③ 2021年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 保険医療課

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、受診機会を確保するため、例年より受診期間を長く設定しています。(令和3年度実施期間：令和3年7月1日から11月30日)

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 保険医療課

個人情報につきましては、取り扱いに留意し、管理しています。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らす

などと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 保険医療課

窓口負担の見直しについて中止の要請をする予定はありませんが、制度改正によって必要な受診が抑制されることのないよう、配慮措置の内容や手続きなど、広域連合と連携を図り、丁寧な周知広報に努めます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 保険医療課

医療保険制度では、医療費の家計負担が重くならないよう、医療費が所得に応じて定められる上限額を超えた場合にその超えた額を支給する「高額療養費制度」の制度があります。

また、町では、健康状態が不明な方への支援やフレイル予防など、広域連合と連携し、所得にかかわらず、被保険者の方への保健事業の充実・強化を図っていきます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保険医療課

後期高齢者の保健事業に関しては、フレイル予防等保健事業として、フレイル予防に関する普及啓発等の事業を実施する予定です。

また、保養施設の利用助成として、年度内2泊まで1泊あたり1,000円の補助を行っているほか、75歳になられる方に被保険者証を送付する際に、「75歳からの健康づくり」というリーフレットを同封しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 健康増進課

ガン検診、歯科検診の自己負担額は、医療機関への委託料金の原則1割としています。ただし、生活保護受給者の方は無料、70歳以上の方の胃がん・肺がんの集団検診についての自己負担はありません。

【回答】 保険医療課

国民健康保険の特定健康診査と同期間に無料で健康診査を行っています。

人間ドックについては、年度内1回まで20,000円の補助を行い、年間を通じて実施しています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が、昨年度中に75歳または80歳になられた方を対象とした無料の健康長寿歯科健診を行っています。今後も広報を通じて健診等の周知に努めていきます。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国

や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 健康増進課

病院の整備に関しては、埼玉県の地域保健医療計画に基づいて運用されています。町としても、医療機関の充実は必要と考えていますので、今後国、県の動向を注視してまいりたいと考えています。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 健康増進課

町だけで医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能とする支援と対策を行うには、限界があります。国、県の動向を注視してまいりたいと考えています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 健康増進課

ご要望の内容について、必要性を含め検討してまいりたいと考えています。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】 健康増進課

医療機関や高齢者施設においては独自に検査を行っているところがあると聞いています。今後も必要度に合わせて実施されるものと思われま。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】 健康増進課

無症状の方のうち、65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方については検査料の助成制度を設けています。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】 健康増進課

現在、町内14医療機関にご協力いただいています。今後とも、医師会、医療機関と連携して希望するすべての方に速やかに接種できるよう努めていきます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 福祉課

介護保険料は、事業計画期間中の総給付見込み額や被保険者数で、法定負担割合から算出します。町の高齢化率は年々増加傾向にあり、令和2年23.8%だったものが令和5年には24.2%まで増加すると予想されています。

特に、サービスを使う可能性が高い後期高齢者については令和2年の約5,200人から、令和5年には6,200人超へと急激な増加を見込んでいます。

サービス見込量を精査し、準備基金を取り崩し、極力保険料が上がらないように検討しましたが、利用者の増加は避けられず、保険料を上げないと運営できなくなってしまう状況でした。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】 福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る特例により申請のあった件数は6件でした。今年度につきましても国の指針を基に実施予定です。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 福祉課

介護保険料は、継続的な介護保険制度の運営や、皆様が安心して介護サービスを受けていただくための大切な財源となっています。現時点での減免制度の拡充の予定はありません。ご理解いただきたいと存じます。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 福祉課

利用料の減免制度については、町独自の事業として、訪問や通所など16種類のサービスを対象に利用料の4割又は5割を軽減する事業を実施しているところです。この町単独事業

での助成サービスは、令和3年度においても引き続き実施しています。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 福祉課

2割、3割という負担割合は公平性の観点から、所得に基づく応分の負担を求めるため国が定めた基準です。その自己負担が高額になった場合、利用者の負担を緩和するために高額介護サービス費制度が設けられています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 福祉課

町の財政上の問題もあり、難しいものと考えます。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 福祉課

介護事業所の経営状況につきましては、大きな利用者の減少はなく、経営状況も安定しているとのこと。町としての対応策はありませんが、新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら、今後も情報収集・実態把握に努めます。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 福祉課

町内の介護サービス提供事業所には、感染拡大防止に活用していただくために、マスク不足の状況であった昨年4月から5月に、町で備蓄していたマスクを事業所の規模により配布しました。その後、県から提供された、マスクや使い捨て手袋、消毒液の配布も行っています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 健康増進課

入所施設従事者への接種は5月12日から開始、入所者の接種は6月9日から開始しており、居宅介護（通所を含む）サービス事業所の従事者については、新型コロナワクチン接種にかかるキャンセル対応方針を定め、対象事業所として、キャンセル発生時にワクチンロス対策として接種を進めています。居宅介護（通所を含む）サービス利用者については、接種券の発送が現在は60歳以上の方まで完了していますので、ご予約が可能な状態となっています。

す。

PCR検査については、無症状の、65歳以上の方と基礎疾患を有する方、については月ごとに1回の検査費用の助成制度を設けています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 福祉課

現在、町内には特別養護老人ホームが4施設あり、定員は419人です。近隣市と比較し、充実した状況であると考えています。

特別養護老人ホームの整備につきましては、県と協議しながら施設整備を進めていきます。また、小規模多機能型居宅介護施設は1か所あります。今計画期の中で公募の予定はありませんが、今後情報収集を行いながら検討していきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 福祉課

当町においては、今まで町全体を1圏域と設定してきましたが、今後の高齢者人口の増加に対応するため、日常生活圏域を1圏域から2圏域体制とし、地域包括支援センターを新たに1箇所設置する予定です。

3. 障害者の人権と暮らしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 福祉課

県からの配布分や町の備蓄品を元に配布を行っていきます。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】 健康増進課

PCR検査については、無症状の方のうち、65歳以上の高齢者と基礎疾患をお持ちの方には、月1回までの検査費用の助成制度を実施しています。

感染者の医療体制や入院の有無等の振り分けは、県の所管となります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】 福祉課

自立支援協議会において、障害者施設職員の方も参加しているため、現状の把握と解決策

について研究していきます。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 健康増進課

基礎疾患のお持ちの方については、先行して接種券を発行することが可能です。かかりつけの医療機関にご相談のうえ、町に申請してください。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】 福祉課

上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと行政を中心とし、障害福祉サービス事業所における地域生活支援拠点に関わる、体制整備を進めています。既に実施している緊急時相談事業、緊急時居室確保事業を含め、障がいのある方が地域で隙間のない障害福祉サービスを受けられるよう面的整備を進めていくとともに、他地域での成功事例などのヒアリングを検討していきます。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 福祉課

圏域の事業所等、現状把握を行い関係機関と協議しながら体制を整備し研究していきます。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 福祉課

施設利用者や支援学校に通う家族からの声や、地域自立協議会など当事者の方のニーズを踏まえ、圏域の実情に応じた事業を検討します。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 福祉課

入所施設等や障がい者数につきましては、福祉課において数の把握を行っています。ただし、暮らしの場を希望する方の把握につきましては潜在的な数を含め、数として把握ができていないのが実情です。本人や家族から施設入所等の相談があった場合には、施設とご家族を繋ぐ支援を継続していきます。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 福祉課

「8050問題」につきましては社会全体の大きな問題となっておりますが、障がい者を抱える高齢家族の問題について、上尾市、桶川市、基幹相談支援センターと各相談支援センターを中心にケース会議を実施し、問題解決に努めています。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 福祉課

総合支援法のサービスや地域生活支援事業について、在宅者同様の取り扱いを行っています。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 保険医療課

県では、平成31年1月1日以降に新たに資格を取得した方を対象に所得制限を導入しました。それ以前に資格を取得している方に関しては、経過措置として令和4年9月末まで所得制限が導入されないこととなりました。

当町では、平成31年1月1日以降に新規に資格を取得した方につきましても、県の経過措置の対象である令和4年9月末までは、所得制限を導入しません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 保険医療課

町内の契約医療機関では、すでに現物給付を実施しています。

町民にとって身近な「かかりつけ医」として、日頃の健康維持や病気時に、町内の医療機関を利用することが望ましいといった観点もあることから、現物給付の広域化等について現時点では要望していく予定はありません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入

院も補助の対象としてください。

【回答】 保険医療課

精神保健福祉手帳 2 級所持者を対象者としてことおよび精神科入院分を対象とすることについては、助成額の大幅な増加が見込まれるため、財政的に困難であると考えています。

(4) 行政として、二次障害 (※) について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者 (他の障害も含まれます) は、その障害を主な原因として発症する二次障害 (障害の重度化) に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 保険医療課

二次障害について、医療機関へ啓発を行う予定はありませんが、重度心身障害者医療費支給制度は疾病の種類や原因を問わず、保険診療分が医療費助成の対象となります。障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、制度を継続し、経済的負担を軽減していきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 福祉課

実施しています。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】 福祉課

利用者 1 時間あたりの負担が 5 0 0 円になるよう、4 5 0 円の助成をしています。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 福祉課

利用時間の拡大については、県補助金の拡充を含め、県に働きかけを行っていきます。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 福祉課

利用者1時間あたりの負担が500円になるよう、450円の助成をしています。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 福祉課

機会を捉えて県に働きかけを行っていきます。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 福祉課

初乗り料金の改定を受け、ひと月あたりの配布枚数を2枚から3枚に増やしました。100円券の検討につきましては、近隣市町やタクシー協会の動向を踏まえ研究していきます。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉課

身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神福祉保健手帳1級の方は、福祉タクシー利用券の助成又は燃料費の助成制度を選択し利用することができます。福祉タクシーについては、介助者の方が障がい者ご本人と同乗しても利用できます。燃料費助成については、障がい者ご本人又はご本人と同居する方が所有する車両が対象となります。いずれの制度も所得制限や年齢制限はありません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 福祉課

機会を捉えて県に働きかけを行います。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 福祉課

障害者手帳所持者等に対し、避難行動要支援者への登録申請についてご案内しており、登録を希望した方は、避難行動要支援者名簿に登録しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 生活安全課

現在福祉避難所は二次避難所として位置付けており、町から福祉避難所に要配慮者の受け入れを要請した後、当該施設がその受け入れの可否を判断するものとしています。福祉避難所の整備は課題ですが、受け入れ人数の問題等現場での混乱が生じることが予想されるため、福祉避難所に直接入ることは難しいものと考えています。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 生活安全課

避難所以外で避難生活（自宅、車中、他）している方々に、救援物資を届けることは困難なため、避難所以外での救援物資配布は考えておりませんが、配布の際は防災行政無線や広報車等で広く周知すること等を検討します。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 福祉課

個人情報保護の観点から、災害時の状況に応じた対応をしていきます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 健康増進課

衛生部門（健康増進課）と危機管理部門（生活安全課）を事務局とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げるなど関係各課が連携して、国、県の動向を見極めながら対応に当たっています。国、県、保健所とも緊密に連携を図ってまいりたいと考えています。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】 福祉課

現在のところ、福祉関連事業者からの削減・廃止の検討については伺っていませんが、そのような声があった場合には、団体の意見や状況などを聞き取り、利用者に不利益が生じないように努めます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 子育て支援課

令和3年4月1日現在の待機児童数は、2人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 子育て支援課

町内の保育施設は、認可保育所（園）が8園、認定こども園が1園、小規模保育事業所が3園の計12園で、定員合計は770人です。弾力化後の入所状況は次のとおりです。

4月1日現在の入所児童数は、町外者も含めて、0歳児：35人、1歳児：136人、2歳児：158人、3歳児：138人、4歳児：131人、5歳児：149人、合計747人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 子育て支援課

町では、「第1期子ども・子育て支援事業計画」で計画した保育施設を令和元年度までに整備し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を合わせ12施設・定員合計770人を整備しました。この結果、厚生労働省基準による4月1日現在の待機児童数は、平成28年が0人、平成29年が1人、平成30年が1人、平成31年が0人、令和2年度が0人となり、かなり改善が進んでいると認識しているところです。

このような待機児童の状況でもあり、現時点におきましては、認可保育所を新たに増設する計画はありません。しかしながら、令和元年10月から「幼児教育の無償化」の実施により、今後、入所希望者が増加することも予想されますので、保育ニーズを慎重に見込み、必要に応じて施設整備等を検討したいと考えています。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 子育て支援課

育成支援児童に対する保育・療育については、受け入れに努力していますが、例えば、それぞれの児童が持つ疾患や障がい及び疾患等が引き起こすアクシデントに対し、十分な対応力を持つ人材の確保や専用の保育室を設置する必要性など、財政面はもとより設備面、人材

面においても困難な課題が多いため、今後の検討とさせていただきたいと考えています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 子育て支援課

現在、町内には企業主導型保育施設を除く認可外保育施設はありませんので、認可外保育施設が認可保育所に移行する計画はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 子育て支援課

少人数保育は教室内の密を避けることができ、怪我や新型コロナウイルス感染症を含めた病気の感染リスクが軽減されるとともに、保育士の目が一人ひとりにしっかり行き届くため、安全できめ細やかな保育を実践することが可能な反面、子ども同士の関わりが減少し、集団生活に慣れないという傾向にあると認識しております。また、保育施設の受け皿（教室）の確保につきましても整備が困難な状況にあるため、少人数保育の実現につきましても難しいものと考えています。

各保育施設におきましては、マスクの着用、手洗い・うがい・手指消毒の徹底、施設内の消毒など、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底して実践していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 子育て支援課

保育士の処遇は、雇用関係の中で改善されるべきものと認識していますが、町では、処遇改善加算Ⅱの積極的活用に取り組みました。

その結果、令和2年度に引き続き令和3年度も、町内全ての私立保育園及び認定こども園が、副主任加算や部門別リーダー加算を算定することができ、処遇改善が図られました。

また、町で実施する、事業者指導の中で、委託料に占める人件費の割合を確認することにより、委託料が保育士の人件費等に適切に配分されるよう確認を行っています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかること

になります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 子育て支援課

これまで「食材料費」は保育料に含まれていましたが、「幼児教育の無償化」により、保育料から切り離され「副食費」としてこれまでと同様に自己負担していただいています。

また、一定の所得階層の方は、「副食費」の負担が免除される制度もあります。当町では、これまでの保育料よりも副食費負担が重くなる「逆転現象」が生じた世帯はありません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 子育て支援課

町では、毎月、保育施設代表者会議を開催し、各種研修会の情報提供や事故等からの安全確保のための注意喚起を行い、保育の質の向上に努めています。

また、私立の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び認可外保育施設については、毎年一度は実地指導を実施し、保育の質の向上に努めています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修は実施していませんが、令和元年度には公立保育所が中心となって研修を2回実施しました。研修内容、参加状況は以下のとおりです。

第1回 内 容：「乳幼児の事故予防とけがの手当」

日 時：令和元年11月21日（木）18：30～2時間程度

場 所：伊奈町総合センター 多目的ホール

講 師：並木由美江 氏（埼玉県保育園保健職連絡会会長・日本保健協議会理事）

研修対象者：町立保育所職員、心身障害児通園施設職員、子育て支援センター職員、民間保育園職員

参加人数：48名（公立保育所27名（北17名 南10名）、通園施設3名、子育て支援センター3名、私立保育園15名）

第2回 内 容：「事例から考える気になる子と保護者への支援」

日 時：令和2年1月23日（木）18：30～2時間程度

場 所：伊奈町総合センター 多目的ホール

講 師：内田晴美 氏（埼玉県ペアレントメンター養成事業実行委員・学校心理士）

研修対象者：保育所職員、心身障害児通園施設職員、子育て支援センター職員、民間保育園職員

参加人数 53名（公立保育所27名（北16名 南11名）、通園施設2名、子育て支援センター5名、私立保育園16名、行政職員3名）

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 子育て支援課

現在、保育所を統廃合する計画はありません。また、育児休業中であっても、退職しなければ、退園扱いとなることはありません。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 子育て支援課

町では、平成 29 年 7 月に規模の適正化を行い、13 クラブから 16 クラブとし、すべてのクラブの定員が 40 人以下となりました。また、令和 2 年度に 1 クラブ増設し、定員総数が 620 名となりました。

待機児童を出さないよう「全学年」・「全入」を原則とし、運営しています。定員に対する登録割合の高い児童クラブについては、今後の利用動向を見極め、慎重にニーズ把握を行い、増設の必要性を判断してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 子育て支援課

放課後児童支援員の処遇改善を図っており、放課後児童支援員処遇改善事業については申請し補助金を活用していますが、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、町の他の会計年度任用職員の処遇との均衡上、定期昇給制度がないため対象となりません。しかしながら、町では、児童クラブ支援員等の賃金は、随時見直しを行っています。また、令和 2 年度からは、会計年度任用職員に移行した関係もあり、報酬につきましては下記のとおりとしています。これまで同様、その職務の困難さや特殊性、専門性に応じた評価をし、時給単価を町の他の職種よりも高く設定しています。

令和 3 年度報酬一覧

児童クラブ	時 給	他の職種	時 給
常勤支援員	1,310 円～1,327 円	保育士	1,026 円
支援員	1,118 円～1,153 円	保育補助	967 円
補助員	967 円	一般事務	967 円

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 子育て支援課 県事業のため回答なし

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】 保険医療課

子ども医療費の助成対象年齢は「18歳年度末」までとなっており、引き続き継続していきます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 保険医療課

中学3年生までの助成の拡大につきましては、機会を捉えて県に要望を行っていく予定です。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、生活困窮者からの相談があった際は、誤解を与えるような発言や説明など対応に十分注意します。ホームページやチラシの作成は、当町における生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ要望していきます。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの

場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】 福祉課

生活保護の決定機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ確認したところ、扶養義務履行が期待できる者とできない者について、慎重な検討を行った上で、厚生労働省からの事務連絡に基づき、扶養照会については、運用されているとのことです。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、書式につきましては、当町における生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ要望していきます。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、ケースワーカーに関する回答は控えさせていただきます。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、直接的な援護方法に関する回答は控えさせていただきます。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 福祉課

実施機関ではありませんが、生活困窮者からの相談があった際は、誤解を与えるような発言や説明など対応に十分注意し、生活保護制度を詳細に説明します。

以上